

申込み留意点

1. 市営住宅の申込資格等

次の要件をすべて満たしている方

- ア 現に同居し又は同居しようとする者がある場合にあってはその者が親族(婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます)であること
- イ 法で定める収入基準に該当している方
公営住宅：政令月収で、一般世帯は158,000円以下、裁量世帯については、214,000円以下
改良住宅：政令月収で、一般世帯は114,000円以下、裁量世帯については、139,000円以下
- ウ 市町村民税を完納している方(ただし、免除されている方を除く)
- エ 過去市営住宅(旧町営住宅を含む)に入居していた方にあっては、家賃・駐車場使用料等の滞納がない方
- オ 申込者、同居者又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- カ 現に、住宅に困窮していることが明らかであること

※ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難である方は、お一人での申込みはできません。

※申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。また、受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。

- ①申込書に虚偽の記載があったとき
- ②申込書に必要な事項が記載されていないとき
- ③入居者資格がないとき又は、入居者資格審査期間中に入居者資格が確認できないとき
- ④友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割(合併)して申込んだとき
- ⑤重複申込みをしたとき[1回の募集において1世帯(婚約者との申込みの場合等も1世帯とします)から2通以上の申込みをしたとき]
- ⑥申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき
- ⑦虚偽の申告により、優遇措置の適用を受けたとき

2. 優遇措置について

住宅困窮度の高い方ができるだけ早く入居できるよう、以下の要件を満たす方は抽選番号を3個付与する優遇措置を設けています。(ただし、特定目的住宅は除く)

〈資格要件〉

- (1) 申込者が次のいずれかに該当する場合
 - ①20歳未満の子を同居扶養している母子世帯又は父子世帯(母子又は父子のみの世帯)
※婚姻予定者は、対象なりません。
 - ②高齢者世帯で、次のいずれか
 - ・申込者が60歳以上の方(単身者の場合)
 - ・申込者が60歳以上で、かつ同居者が次のa～cのいずれかの方のみで構成される世帯
a 申込者の配偶者 b 60歳以上の方 c 18歳未満の方
 - ③3人以上の扶養親族(18歳未満に限る)のある方
 - ④DV被害者(下関市営住宅入居者募集のしおりP7の④DV被害者に該当する場合)
- (2) 入居しようとする者の中に、次のいずれかに該当する者のいる場合
 - ⑤申込者又は2親等以内の同居親族が身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方
 - ⑥戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第6項症まで又は第1款症である方
 - ⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑧生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者
 - ⑨中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付受給者
 - ⑩海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
 - ⑪ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ⑫精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級から3級である方
 - ⑬療育手帳A又はBの方。ただし、療育手帳Bの方は精神障害1級から3級に相当する場合に限る。
 - ⑭介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護者又は要支援者
 - ⑮炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつその手帳が失効していない方
 - ⑯下関市営住宅に応募し、4回以上落選した方(市営住宅申込票の受付印の数と、平成22年8月募集以降の落選はがき・補欠はがきの数の合計が4以上ある方)
 - ⑰犯罪被害者等(下関市営住宅入居者募集のしおりP7の⑰犯罪被害者等に該当する場合)

3. 設備について

- ・トイレは、公営住宅・改良住宅共に「水洗・洋式」となります。(備考欄に「汲取・和式」の記載がある住宅を除く。)
- ・エアコンやウォシュレット等の設置は、電気の容量や取り付け位置等に制限がありますので、事前に住宅政策課へ相談をし、承認を受けてから設置してください。
- ・網戸、カーテンレール、物干竿、照明器具、便器のふたなどは付いていません。設置する場合は入居者負担になります。(平成27年度以降に建設された住宅にはカーテンレールを設置しています。)

4. その他

- ・募集住宅は、部屋や収入等により家賃が異なります。表面の募集住宅ごとの家賃額を確認のうえ、家賃負担が可能な住宅を選択し、申込みを行ってください。
- ・募集期間中は、集計時点の倍率を公開しています。
- ・駐車場がある住宅で駐車場を契約する場合は、家賃とは別に駐車場使用料がかかります。
- ・入居前に部屋の内覧(下見)はできません。

5. 申込書の送付先及び問い合わせ先

〒751-0833
下関市武久町1丁目43番4号 宅建会館2階
一般社団法人 山口県公営住宅管理協会
電話 083-242-9300

★その他詳細は、「[下関市営住宅入居者募集のしおり](#)」をご覧ください。